

+ +

ベイリーフ通信

+ +

2026 年 9 月 20 日号



★CONTENTS★

★ ニュース・トピックス ***** **page 2**

直近の労働・社会関連記事一覧

★ 残業 45 時間のルールは変わるのか? *** **page 3**

上限規制の撤廃ではありません

★ 労務管理上のQ&A こんな時あんな時 ***** **page 4**

フリーランスとの業務委託契約書作成内容は?

★ベイリーフの庭から（編集後記）***** **page 4**

★ニュース・ラインアップ★

直近の労働新聞の記事をポイント掲載いたしました。



1. エssenシャルワーカー／生産性向上で事例集作成へ (2026/08/24)

厚生労働省は、医療、介護、運輸、建設などの現場で社会を支えるエッセンシャルワーカー職種の生産性向上に向けて、有識者などによる検討会を設置した。関係機関による各種支援策や企業における事例を収集・整理して、好事例集や、施策内容・相談先などをまとめた支援ツールの作成を進める。デジタル技術などを活用して高い賃金を得るいわゆる「アドバンスト・エッセンシャルワーカー」についても、概念を整理し、確保・育成方策を検討する。

2. 労働条件明示違反が3割増6年改正など影響 (2026/08/31)

厚生労働省が取りまとめた令和7年の監督業務実施状況(速報値)で、労働条件の明示に関する違反件数が前年に比べて3割増の1万9049件に上がることが分かった。2年連続で増加しており、厚労省では6年4月のルール変更が影響したとみている。改正労働基準法施行規則の施行により、就業場所・業務の変更の範囲などが明示事項として追加されている。明示違反を理由とした送検件数は31件で、前年比10件増加した。

3. 業務改善助成金／申請前の規則改正不交付に (2026/09/15)

愛媛労働局(丹羽啓達局長)は業務改善助成金について、今年度から事業場内最低賃金引上げにかかる就業規則などの改正・作成時期が交付申請より前の場合、助成金が不交付となる運用に変更されたとして周知を強めている。就業規則などの改正・作成は申請後に行わなければならないとした。労働局が就業規則などを確認するのは事業場内最賃引上げや生産性向上に資する物品購入の後になるため、交付決定が取り消されるリスクは大きいとして注意を呼び掛けている。

4. 残業の“一律指導”見直し・健康確措置を重点確認 (2026/09/15)

東京労働局(増田嗣郎局長)は、時間外・休日労働に関する「一律45時間以内への削減を求める」指導が9月から見直されたことに関して、監督指導では「時間数から健康福祉確保措置にフォーカスを変える」(同労働局監督課)と語った。特別条項付36協定で定めた同措置について、記載内容の実施状況を重点的にみていく。実施していない場合には、指導票を交付する。「労使で決めたもの」という前提に立ち、措置の内容・実効性は問わない。

★残業 45 時間のルールは変わるのか？★

上限規制の撤廃ではありません

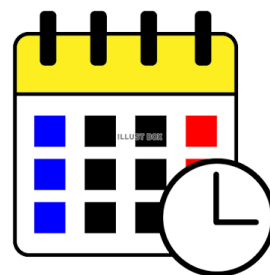
厚生労働省の発表で労働基準監督署がこれまで一律で行ってきた「45 時間以内」の指導方針を、2026 年 9 月から見直すとありました。

各種ニュースや SNS でもかなり話題になり誤解をまねくことになりましたね。

しかし実際には、法律上の残業時間の上限そのものは変わらず、変わるのは労基署の”指導のやり方”に限られます。

2026 年 9 月以降は、時間外労働時間だけではなく、次の事項などを確認したうえで、実態に応じた監督指導が行われます。

- 健康確保措置の実施状況
- 医師による面接指導の運用
- 勤務間インターバルの実施状況
- 長時間労働者へのフォロー体制



これまでは「何時間残業したか」が主な確認事項でしたが、今後は「その残業に対して適切な健康管理が行われているか」がより重視されます。

実際の監督指導でも、労働時間管理と健康確保措置の両面から企業の対応が評価されることになります。厚生労働省は、時間外労働の時間数だけに着目した一律的な指導を見直し、36 協定で定めた健康確保措置の実施状況を重点的に確認する方針を公表しています。

今後の時間外労働の対応についてお気軽にお問い合わせ下さい。

ベイリーフ労務管理事務所

043-222-5337

★ 労務管理上のQ&A こんな時あんな時 ★

第178回

フリーランスとの業務委託契約書作成内容は？

Q、当社では、フリーランスと業務委託をすることになりました。
内容の注意点を教えてください。

A、フリーランス法の第3条では、発注事業者がフリーランスと業務委託をした場合には、直ちに取引条件を書面またはメールなどの電磁的方法で明示しなければならないとされています。

- ① 発注事業者及びフリーランスの名称
- ② 業務委託をした日
- ③ フリーランスの給付（提供される役務）の内容
- ④ フリーランスの給付を受領し、又は役務の提供を受ける期日等
- ⑤ フリーランスの給付を受領し、又は役務の提供を受ける場所
- ⑥ フリーランスの給付の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日
- ⑦ 報酬の額及び支払期日
- ⑧ 現金以外の方法で報酬を支払う場合の支払い方法



なお、この「取引条件の明示義務」違反は所管省庁による勧告、命令の対象だがその命令に違反する場合には、50万円以下の罰金となります。

★ベイリーフの庭から★

・ ・ ・ 編 集 後 記 ・ ・ ・

9月に入ってもなかなか秋晴れの気持ちのいい気候にはなりませんね。今年の雨に多さ、激しさには閉口してしまいましたが、去年は暑さが引かず雨の少ないカラカラの天候でした。贅沢を言ってはいけません。人間太古の昔から自然とつきあい生きてきたはず。もうすぐいい気候になることを期待していきましょう。

・ ・ 発行・制作



ベイリーフ労務管理事務所

〒260-0853

千葉市中央区葛城 3-7-30

TEL 043-222-5337 FAX 043-225-1317

E-mail office.bayleaf@gmail.com

<https://www.officebayleaf.com>